

伊 総 第 1019 号

2024（令和6）年11月12日

伊賀市議会事務局長 松山 英稔 様

伊賀市長 岡 本 栄



採択請願に係る現在の対応状況、結果等の報告について

地方自治法第125条、伊賀市議会基本条例第13条及び伊賀市議会会議規則第147条の規定により請求があったみだしのことについて、下記のとおり報告します。

## 記

請願第29号

大山田東グラウンド及び体育館の指定管理の終期延長について

### 【現在の対応状況、結果等】

10月10日（木）午後7時から阿波地区市民センターで開催された第6回区長会に出席し、これまでの協議内容や経過を説明した後、阿波地域の意向を聞き取りました。

阿波地域住民自治協議会事務局から今回の請願の趣旨について、なんとか体育館を残すためには、指定管理期間を延長する以外に方法がないという認識で請願に至ったことや、大規模修繕が将来的に必要となることを考えると、当該施設を行政財産のままにし、スポーツ施設としての用途廃止後も、協議が整うまではスポーツ振興課で引き続き管理してほしいとの説明を受けました。

また、阿波地域の役員からは、阿波地域は陸の孤島になる可能性があり、市民センターだけでは避難所としては足りないことから避難所として体育館を残してほしいこと、また、市として体育館を避難所として決めた以上は、市には今後の避難所のあり方について考える責任があり、当該協議の場には避難所に関する担当者が出席すべきであるといった意見が出されました。その他、令和7年4月以降の対応に関し、市からは指定管理を終了する

ことのみが示されているが、当該体育館の需要が無いわけではないことを踏まえ、地元の意向を取り入れた上で、市として今後の施設のあり方について提案するよう求める意見がありました。

それに対し、スポーツ振興課から、令和4年度から5年度にかけて、当該施設が伊賀市スポーツ施設再編・整備計画に基づき廃止の方向にあることを説明済みであること、指定管理期間の終期が令和7年3月31日であり期間の延長は考えていない認識であることを改めて説明しました。そして、地域からの希望に沿って施設を残す場合は、維持管理の手法のほか、コスト面の検討も重要であることや、青山地域における地域での活用事例についても併せて説明しました。

阿波地域の役員から、地域の意向を踏まえた当該施設の今後のあり方について、市としての考えを提示し、協議するよう要望がありましたので、引き続き協議することとし、今回は、防災危機対策局職員も同席の上、11月中旬に協議の場を設ける予定です。

